

蒲郡市敬老祝品贈呈事業実施要綱

(目的)

第1条 多年にわたり社会の進展に貢献した老人に敬老祝品を贈呈することにより、感謝の意を表すとともに、その長寿を祝うことを目的とする。

(敬老祝品の贈呈要件)

第2条 敬老祝品は、次の各号のいずれにも該当する者に対して贈呈する。

(1) 毎年9月15日において市内に住所を有する者

(2) 前年の12月31日において満99歳以上である者

(敬老祝品の額)

第3条 敬老祝品の額は、予算の範囲内において決定する。

(贈呈要件の認定)

第4条 第2条に規定する贈呈要件に該当する者の認定は、蒲郡市の住民基本台帳に基づき、市長がこれを行う。

(認定の取消し)

第5条 市長は、前条により認定をした者（以下「受給者」という。）が次の各号のいずれかに該当する場合は、認定を取り消すものとする。

(1) 受給者が、毎年9月14日までに死亡又は転出、その他の理由により資格を喪失するに至ったとき。

(2) 敬老祝品の贈呈が適切でないと認められる事由が発生したとき。

(贈呈の時期)

第6条 敬老祝品は、原則として老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条第2項に規定する老人週間に贈呈するものとする。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、敬老祝品贈呈に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年7月9日から施行する。